

山岳移動ランキング通信規約 2024年改訂版（改訂責任者 新生ヤマラン連絡会）

- 名称 この会は、山岳移動ランキング通信（通称『ヤマラン』）と称する。
- 目的 山岳移動無線交信を通じて体力と精神力を鍛錬すること。
- 主宰 新生ヤマラン連絡会：7M3LKF（幹事）、7N1IAS, JJ1KAE, JK1NRL, JK1VUZ, JS1UEH, JF2HBH, 7L1UGC（相談役）、JI1TLL（相談役）
- 連絡先 ヤマランホームページ（<https://yamaran.jp>）をご覧ください。

■ ランキングの要領

1. ヤマラン会員になれる資格

日本国内の山岳の山頂で交信を行う日本国在住の個人アマチュア無線局。国籍は問いません。

2. 対象山岳及び市郡

● 有効とする山名

以下の資料に山名として記載された山（一部峠名も含む）からなります。

A：国土地理院発行の1/25000地形図

B：国土地理院発行の1/50000地形図

C：国土地理院発行の1/20万地勢図

D：国土地理院選定の「日本の山岳標高1003山」

E：三省堂発行「コンサイス日本山名辞典」

F：三省堂発行「日本山名事典」

G：日本山名事典で、見出項目にない山でも、ある山の解説文に書かれている山

H：峠名であって、周辺より高いピークにあるもの

- * 上記の基準に合致する有効山名リストをヤマランホームページ上で公開します（本会員限定）。このリストは山岳移動ランキング通信の報告の目的のみに使用することができます。目的外での使用、全部または一部の本会外部への提供・開示・転載等を禁止します。本会を退会する場合はダウンロードしたファイルを削除してください。

- * この有効山名リストは山岳移動ランキング通信の創設者である JA1JCA 武内正氏が国土地理院地図から山名を一つずつ抽出し、さらに各自治体等に問い合わせるなど詳しい調査をされて作成されたものです。

(1) 山頂で交信する条件

A：必ず山頂で交信すること

- * 山頂とはその山の最標高点をいいます。

B：やむをえず山頂で交信できない場合は「ヤマランの法則」を適用する。

- * ヤマランの法則：やむをえない事情で山頂で交信できない場合は、山頂または山

頂らしき場所を足で踏んでおき、可能な限り山頂に近い位置で交信する。

* やむをえない事情とは以下です：

- a：奥多摩御岳山、立山雄山など、山頂での交信が人為的に禁止されている山。
- b：山頂で交信すると一般登山者に迷惑をかけてしまう場合。
- c：ピークが乱立していて、どこが真の山頂か判らない山。
- d：山頂が狭く、HFのアンテナを張ると山頂から外れてしまう場合。
- e：強風、雷雨、猛暑など天候的理由で山頂に長く留れない場合。

* ヤマランの法則が適用できるのは当日限りです（山頂を踏んだ日と同じ日に交信しなければ無効です）。

* 山頂からの距離は各局の常識に任せます。

例：槍ヶ岳山荘を槍ヶ岳山頂としてヤマランの法則を適用することはできません。

* ヤマランの法則は、山頂の同定に困った会員が窮余の策として発見した法則です。

C：最高点登頂もヤマランの法則も適用できない山

- a：白馬乗鞍岳、池平山などは、「日本の山岳標高」の山頂と一般的な山頂との位置が異なり、自然保護や危険などの理由で「日本の山岳標高」の山頂へはいけません。このような場合は一般的な山頂で交信して下さい。
- b：苗場山龍ノ峰、宝剣山サギダルノ頭などは自然保護の理由で最高点へは行けません。このような場合は最高点に最も近い登山道で交信して下さい。
- c：ゴルフ場、自衛隊基地、電波塔施設など、一般者の入山が禁止されている山。このような場合は最高点に最も近い登山道で交信して下さい。

D：交信の失格事項

- a：山頂を独占的に占領して交信し、一般登山者からクレームを受けたり、一般登山者に悪印象を与えた場合（傍若無人に振る舞うグループを一般登山者として認めるべきか否かは各局の判断に任せます）。
- b：貴重な高山植物を犠牲にしてアンテナを建てたり、公共施設を破損させた場合。
- c：その他、ヤマラン会員としての名誉を傷つける行為を行った場合。

E：山頂の引っ越し

この場合は、有効無効の判断は新生ヤマラン連絡会にらせていただきます。

- * 例1：尾瀬のカッパ山は、旧図を持参した場合は県境のピークで交信しても有効です。ただし、新図のピークの標高になります。新図を持参した場合は県境ピークでの交信は無効です。
- * 例2：北アの蝶ヶ岳は蝶ヶ岳ヒュッテの南のピークのみ有効です。三角点峰での交信は無効です。

(2) 山頂の標高

A：地形図に標高が記載されている山は、m単位以下を四捨五入した数値とします。

B：地形図に標高が記載されていない山は、等高線の数値とします。

● 対象市郡

- (1) 自分が交信した山が位置する市郡です。
 - * 交信相手の市郡ではありません。
- (2) それぞれの市郡とも1度しかカウントできません。
 - * 山が異なっても、同じ市郡を2度3度とカウントすることはできません。
- (3) 町村合併で新市になった場合は、それぞれの期間に交信していれば、過去の市郡と新しい市とともにカウントできます。
 - * 鹿児島県川辺郡川辺町、知覧町および揖宿町穎娃町は、合併前の交信はそれぞれ川辺郡、揖宿郡として、合併して南九州市になってからの交信は南九州市としてカウントできます。
- (4) 2006年5月1日以降の交信に新市郡ランキングを設けました。従来の市郡名ランキングおよび新ランキングもともにNEWの場合は、報告書の市郡欄にこれまで通り市郡名を記載して下さい。すでに過去にカウント済の市郡を新市郡ランキングのために再度カウントする場合は、市郡名の前に半角大文字のNを付して下さい(例: N大阪市)。

● 登山の手段

登山の手段は問いません。車、ヘリコプター、パラシュートなど、どのような手段で登っても有効です。ただし、必ず足または足に履いた靴が自然地形に着地していることが必要です。

- * 車は人工物的タイヤで着地していますから、車から降りて交信して下さい。
- * 自然地形とは岩、雪、草、樹木を含みます。
- * 一般人が登れることが許されている櫓、展望台、建物は便宜的には自然地形とみなします。
- * パラシュート降下で失敗しても主宰者は責任を負いません。

3. ランキングの部門

● トータルランキング

- (1) A級 無差別級 (全ての山を集計します)
 - (2) B級 山頂 2000m 以上級
 - (3) C級 山頂 1000m 以上 2000m 未満級
 - (4) D級 山頂 1000m 未満級
 - (5) D級PART-2 山頂 100m 未満級 蟻の国ランキング
 - (6) E級 市郡無差別級
 - (7) F級 市級
 - (8) G級 郡級
- * 級を区別して報告する必要はありません。ランキングソフトが自動的に区別して集計します。
 - * 同じ山頂で同一日あるいは別日に複数の市郡をカウントしても有効です。ただし、

市郡は複数カウントできますが、山は1回しかカウントできません。

(9) 都道府県ランキング

移動交信した都道府県の数を競います。北方領土は北海道とは別県として扱います。

(10) ローカルワークランキング

郷土愛よろしく狭い地域で沢山登った局が上位です (山数÷群道府県数)。

(11) ホリゾンタルランキング 山部

B、C、D級を平均して登った局が上位です。

(12) ホリゾンタルランキング 市郡部

F、G級を平均して登った局が上位です。

(13) ジャイアンツランキング

3000m以上の山数のランキングです。

- * 富士山お鉢巡り 8山の内地形図無記載の6山と、穂高連峰のジャンダルム、ロバノ耳、南ア荒川岳の丸山、槍ヶ岳の小槍、孫槍、曾孫槍を含みます。

(14) 新都市郡部門

2006-5-1以降の登頂交信が有効で、それ以外は市郡ランキングと同じです。

● 特記ランキング (特鬼ランキング)

周波数、電波形式別に分類して、各部門の交信数を競います。

- * 「特鬼ヶ島総督府」を頂点にして、各部門に様々な役職があります。
- * 自局と次位の局との数の差を要素にした「逃げ切り部門」もあります。
- * 詳しくは会報を参照して下さい。

● 交信相手局ランキング

交信相手局が交信してくれた回数をカウントします。この部門に限って、会員、非会員の区別はありません。

- * 同一山頂で複数局と交信しても、報告できる局は1局だけです。報告書に複数局を記載しないでください。
- * 複数の知人と交信した場合、どの局を交信相手に選ぶかの悩みについては、主宰者は関知しません。
- * 表彰するのは会員外の局で、賞状の送付はJARL会員録に記載された局です。
- * ヤマラン会員と数多く交信してくれる会員外の局をサポートーといいます。
- * サポートーのポイント数を上げるためであれば、過去報告済みの山に再登山して新たに報告することができます。ただし、過去の報告分は削除されます。
- * この場合は必ず「再登山」と明記して下さい。
- * ランキングの種類は会報を参照して下さい。

● 通算活動ランキング

各局毎の活動開始年月～今号集計月の前月までの山数、合計標高の総年、総月の平均値

です。

* 集計月のデータがある局は月平均が実態より高くなります。

● 直近年活動ランキング

現在年と過去3年間の山数のランキングです。

● 海拔ランキング

(1) お山の大将部門（高順）

* 報告のあった山の中から高い順に300山選び、高順に300点から1点までの得点を与えて、その合計を競います。

(2) 蟻の子部門（低順）

* お山の大将部門と同様に、低い順300山で競います。

* お山の大将部門の方が大変のように思えますが、低い山は全国に散在しているので、実際は蟻の子部門の方が大変です。

● 限定期間部門

以下の期間内の各局毎の最大値で競います。

(1) ONEDAYランキング山数部門 同一日に登った山数をカウントします。

* ONEDAYランキングに限って、既報告の山の再登山ができます。その場合は以前の報告が無効になります。報告書に必ず「再登山」と明記して下さい。

(2) ONEDAYランキング標高部門 同一日に登った山の標高を合計します。

* 再登山可能です。上記(1)を参照してください。

(3) MONTHLYランキング山数部門 同一月に登った山数をカウントします。

(4) MONTHLYランキング標高部門 同一月に登った山の標高を合計します。

(5) YEARLYランキング山数部門 同一年に登った山数をカウントします。

(6) YEARLYランキング標高部門 同一年に登った山の標高を合計します。

(7) LATE YEARLYランキング 単年毎ランキングです。

* A級無差別級で、現在年と過去3年間の年度毎の登山数をカウントします。

● リピートランキング

このランキングは同じ山に何回登ったかを競うものです。

* 有効な山は第2項記載のものとしします。

* カード交換の必要はありません。

* 登山日や交信相手局は過去にさかのぼって報告できます。

* 報告書式はヤマランホームページに案内します。

* ランキングの部門は市郡、特記、相手局等の部門は設けません。したがって、市郡欄は記入の必要はありません。

* このランキングに報告できる山は、2回以上登っていることが前提になります。

リピートランキングの部門

(1) リピートセクション

同じ山に何回登ったかを競います。

- * ひとりの会員が報告できる山数は5山までとします。
- * 同じ会員であっても各山毎に集計し会報に掲載します。

例：天保山に100回、奥穂高岳に50回登ったとすると、「100:天保山」「50:奥穂高岳」のように夫々が記載されます。

- * 同一の山への登頂は1日1回のみとします。山が異なれば同一日に複数の山に登ってもかまいません。
- * 山頂に複数日滞在した場合は、それぞれの日に登頂したものとして全ての登山日がカウントされます。
- * 同一の交信相手局は同一日同一山では1回限りとします。同一日に複数の山に登った場合は山が異なれば同一の交信相手局と交信できることとします（同一局とは同じ人という意味で、クラブ局を使って同じ人間が何回も交信することは禁止します）。
- * 同行登山者との交信も1日1回に限り認めます。
- * 日が異なれば、同一局と何回交信してもかまいません。

(2) ナンバーセクション

リピート部門への報告を基にして何局と交信したかを競います。

- * 特記部門は設けず、全てのバンド、モードでの交信を合計します。
- * 複数の山を報告している場合は、山毎の集計はせず、全ての山での交信を合計します（この点はリピート部門と異なります）。
- * 同一相手局との交信は日が異なっても1回のみ有効として、重複するものは削除して集計します（会員毎に交信相手局を単一化します）。
- * 同一日に同一の山で何局交信してもかまわず、その全てを報告することができます。

(3) トータルナンバーセクション

各局の延べ総相手局数で競います。

(4) 勤務評定セクション

各局の活動開始年月から集計月の前月までの総月数と実働した月数との比率です（比率＝[実働月数]÷[総月数]です）。

(5) 特記ランキング（リピート部門）

周波数、電波形式別に分類して、各部門の交信数を競います。

● ステップアップランキング

各ランキング部門でのステップアップの記録をまとめます。該当局がある部門のみ記載します。

● ACTIVITYランキング

シンプルランキング

(1) 年平均ランキング

カウントした総山数をヤマラン在籍の年数で平均化します。

(2) 月平均ランキング

カウントした総山数をヤマラン在籍の月数で平均化します。

* 年平均が100山以上の局には五等爵の爵位が贈られます。

● 累積標高部門（山嵐部門）

登った山の標高を合計して競います。

* 80万mまでは相撲番付を設定します。

* 80万mを超えた場合は親方に昇進します。親方には大宝律令の外5位を授けます（外位は地方豪族が金品で得たもので、実権はありません）。

* 100万mを超えた場合は、大宝律令で決められた位階を授けます。位階は初位(9位)からありますが、飛び級で最初が正六位下です。位階相当の役職も授けます。位階では5位(従五位下)以上が貴族、3位(従三位)以上が公爵です(例外として4位に公爵になる場合もあります。6位は貴族見習です)。

* 大宝律令では少納言は公爵には含まれない儀典係的な存在でしたが、ヤマランでは公爵として認めます。

● 上記以外にも、会員の要望等により様々なランキングを用意します。

5. 山頂での交信の方法及び成立

● 交信方法

(1) ヤマランで認められた山の山頂で交信するものとします。

(2) 同一相手局及び同一人とは、同一日の交信は1回しか認めません。

* 日が異なれば同一局と何回交信しても有効とします。日付が変わる深夜零時をさめば、直前直後の交信が同一局でも有効です。

* 複数のクラブ局を使った同一人と同一日に何回も交信することはできません。

(3) 交信相手は全世界の局とします。

* 国内局と限定はしません。

(4) 複数の市郡の境界上の山は、複数の市郡のカウントを認めます。ただし、同一日の場合はそれぞれの市郡ごとに交信相手が異なることが必要です。

* 交信相手に伝えた市郡とヤマランに報告する市郡が異なってもかまいません。

* A市とB市との境界の山で、交信相手にはA市移動と伝えた場合でもヤマランではB市として報告できます(ヤマランは喋ったことより真実を重視します)。

(5) 同一日に複数の山へ登って移動交信することは構いません。

- (6) 交信周波数、電波形式は、アマチュア無線に許可されたものであれば自由とします。
ただし、レピーター、衛星通信など、中継施設を利用した交信は無効です。
- (7) 同行登山者であっても1日1回の交信は認めます。
* これを「奥の手交信」と言っています。

● 交信の成立

互いにコールサインとシグナルレポートを発信確認することで交信成立とします。相手が移動運用の場合は、そのエリアだけ判明すれば結構です。例えば、JA1JCA/3 だけで有効です。ただし、報告書には JA1JCA とのみ記載して、「/3」は記入しないで下さい。

- * 交信の証明は必要としません。過去は QSL カードの取得をもって交信の証明としていましたが、2001 年 7 月 15 日以降の報告からは QSL カードでの証明は不要です。この変更はそれ以前の交信にも適用します。
- * QSL カードの交換を約束しない交信でもヤマランでは有効です。いわゆる「ワークド」だけで良く、「コンファーム」の必要は無いということです。
- * 証明が必要無いことで、1 山 1 局の交信で OK となり、いわゆる保険交信の必要はありません。また、登山直後の報告が可能です。また、奥の手交信ができる局と、そうでない局との有利不利の差がほとんどなくなります。
- * 登山直後に報告できることにより、各局の活動形態が直後に会報に反映され、会員相互の友好を深めることができます。

6. 報告の方法

● 電子報告

ヤマランホームページへの報告データファイルアップロード、または、報告データファイルを添付した電子メール送付（送付先：report@yamaran.jp）で報告して下さい。報告データファイルの作成方法はヤマランホームページを参照してください。

● 筆記報告

下記事項を読みやすい文字で記載して郵送して下さい。

- (1) コールサイン
- (2) ヤマラン ID：有効山名リストに記載の ID を使用してください。
- (3) 山名：有効山名リストに記載の山名を使用して下さい。
- (4) 標高：有効山名リストに記載の標高を使用して下さい。
- (5) 市郡：新規にカウントした市郡のみ記載して下さい。既にカウント済みかは報告受領時に新生ヤマラン連絡会にてチェックします。
- (6) 登山日：登山交信した日付です。「230701」のように 6 つの半角数字列で記載して下さい。
- (7) 地形図名：有効山名リストに記載の地形図名を記載して下さい。
- (8) 交信周波数：波長表記ではなく、周波数表記で記載して下さい。

- * 144、430 MHz バンドについては144、430 と記載して下さい（145 や 433 と記載しないで下さい）。
- * 10m バンドは、FM の場合だけ「29」として下さい。
- (9) 電波形式：CW、SSB、FM、AM、RTTY、FT8 のように記載して下さい。
- (10) 相手局：コールサインのみ記載して下さい。「/3」等は記載しないで下さい。
- (11) JCC、JCG ナンバー：政令指定都市もひとつだけの市です。末尾の区の数字は書かないで下さい。JCC ナンバーの最後には「C」をつけてください。
- * 報告書は片面のみ記載してください。両面に記載すると見落とすことがあります。
- * 報告書をコピーする場合は原本を送付して下さい。コピーが薄くて読めない場合が多々あります。
- * 郵送先は新生ヤマラン連絡会にお問い合わせください。

- 報告締め切り：ヤマランホームページおよび会報で案内します。

7. ランキングに報告できる期限

無期限です。50 年前の移動交信でも結構です。

8. 表彰

以下の場合を表彰します。

- a 山頂部門 A 級：100 山毎に発行します。
- b 入門賞 A 級の山数が 25 山を越えた時点で発行します。
- c 相手局部門（会員外の局のみ）：20 回交信毎に発行します。
- * ヤマラン活動に対して協力してくれた意味で会員外の局に発行します。
- d 年間 100 山賞（年間登山数が 100, 200, 300 等毎に発行します）

各表彰はヤマランホームページに掲載します。

9. 入会

- (1) ヤマランホームページに入会の手続き方法を記載しました。
- (2) 家族会員も認めます（住所が異なっても、三親等以内は OK です）。
 - * ヤマランに入会したことにより人生が変わっても、主宰者は責任をとりません。
 - * 家族会員には会報を送付しません。
- (3) 退会しても再入会できます。

10. 退会

- (1) 本人あるいは家族から申し出があったとき。
- (2) 会費未納のとき。
- (3) 連絡不能になったとき。
 - * 現役会員で死亡した場合は自動的に退会的扱いになりますが、会報上は永久会員

としてデータは残ります。ただし、会報は発送しません。

1 1. 会費、会計

(1) 年額 2,000 円とします。

* 2,000 円でまかなえなくなったときは、値上げあるいは会報の発行回数減を検討します。

(2) 4 月から翌年の 3 月までの年度を単位とします。

(3) 5 年先まで前納を認めます。

(4) 家族会員は無料とします。ただし、会報は送付しません。

(5) 3 月 31 日現在で未納の場合は、自動的に退会になります。

1 2. 補則

(1) 会報は年 4 回の発行を基本とします。

(2) ヤマランは全国的に展開していますが、支部組織は存在しません。ただし、地域的な親睦会開催や、意思疎通のネットワーク構築は歓迎します。

(3) QSL カードでの交信証明の廃止に伴い、過去のデータも全て公開することにしました。

(4) ヤマラン有効無効の判断やデータの正確性の判断は厳しく行います。

以上、本規約にご意見のある方は新生ヤマラン連絡会までご連絡下さい。